102	32°59′39.4750″	131°03′22.0115″
103	32°59′39.5144″	131°03′22.3355″
104	32°59′39.5165″	131°03′22.7527″
105	32°59′39.5018″	131°03′22.7559″
106	32°59′39.5462″	131°03′23.0539″
107	32°59′39.5558″	131°03′23.0520″
108	32°59′39.5910″	131°03′23.1756″
109	32°59′39.8866″	131°03′24.7589″
110	32°59′39.6304″	131°03′25.2202″
111	32°59′39.3794″	131°03′25.3702″
112	32°59′38.9106″	131°03′25.3878″
113	32°59′38.3248″	131°03′25.4848″
114	32°59′38.0776″	131°03′25.6960″

○国土交通省告示第八百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯浦川五

二　砂防法第二条の土地の表示

令和五年国土交通省告示第千号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第八百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　湯浦川五

令和五年国土交通省告示第千号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第八百四十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、令和七年八月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―661号	油処理剤	ＥＣＯＳＡＳ７リーン	ＡＳＰｉＡ　ＪＡＰＡＮ株式会社	東京都台東区蔵前４丁目31―10

○中部地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十八日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	あま市新居屋上古川二番一から同市甚目寺稲荷百二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十八日

人事異動

最高裁判所

簡易裁判所判事兼判事補　伊東　大地

名古屋簡易裁判所判事に補する

名古屋地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（八月十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モルドバの独立記念日につき、八月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告